

枠内に「特に重要な事項」を記載しておりますので、必ずご確認ください。

1 電気料金メニューについて

お客さまがご加入を希望される、または現在ご加入されている電気料金メニューは、以下からご確認ください。

高圧業務用電力のお客さまは[こちら](#) 高圧電力のお客さまは[こちら](#)

2 ご契約の申込み、成立および契約期間について

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約をご希望される場合は、あらかじめ当社が別途定める基本契約要綱（高圧）（以下、「基本契約要綱」といいます。）および中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者（以下、あわせて「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として当社所定の様式により、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、お申込みをしていただきます。
- (2) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、料金適用開始の日が属する年度の末日までに契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）が満了する臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
- (4) 契約期間満了に先だて、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、臨時電力の場合は、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

3 契約電力について

- (1) 高圧業務用電力、高圧電力、臨時電力
 - ア 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ただし、臨時電力の契約電力は、所定の計算方法により算定された契約負荷設備によってえた値と契約受電設備によってえた値のうち、いずれか小さいものといたします。

※ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。
 - イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 業務用自家発補給電力、自家発補給電力

お客さまの発電設備の容量や負荷の実情等に応じて、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 予備電力

常時供給分（自家発補給電力供給分を含む）の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として 50 キロワットを下回らないものといたします。

4 供給開始予定日について

原則として、当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

5 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約電力によって決まる「基本料金」と、使用電力量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含みます。）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金}^{\ast 1} + \text{電力量料金}^{\ast 6} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）} \times \text{使用電力量}$$

$$\ast 1 \text{ 基本料金} = \text{基本料金単価（税込）} \times \text{契約電力} \times \text{力率割引または割増し}^{\ast 2} - \text{契約継続割引額}^{\ast 3} - \text{停電割引額}^{\ast 5}$$

ただし、まったく電気を使用しない場合（当月の使用電力量が 0 キロワット時の場合）の基本料金は半額といたします。なお、業務用自家発補給電力・自家発補給電力において、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、30 パーセント（自家発補給電力の場合は 20 パーセント）といたします。

※2 予備電力を除き、力率が 85%を上回る場合、その上回る 1%につき 1%を割引、力率が 85%を下回る場合、その下回る 1%につき 1%を割増しいたします。

※3 契約継続割引額は、契約継続割引契約を締結のお客さまにおいて、1月の基本料金に以下の契約継続割引適用期間に応じた割引率を乗じた金額といたします。

○割引率

契約継続割引適用期間	割引率
割引適用 1 年目（契約継続起算日 ^{※4} から 1 年後の日を含む月から 12 か月）	1.0%
割引適用 2 年目（1 年目の契約継続割引適用期間が終了した次月から 12 か月）	1.5%
割引適用 3 年目以降（2 年目の契約継続割引適用期間が終了した次月以降）	2.0%

※4 契約継続起算日とは、契約継続割引契約が成立した日の前年同日といたします。ただし、適用する需給契約の開始日が前年同日以降にあたる場合は、その需給契約の開始日を契約継続起算日といたします。

※5 停電割引額は、託送約款等に定めるところにより、自然災害における停電等に起因して、電気の供給を中止または使用の制限等が行われた場合には、その1月の基本料金に以下の割引率を乗じた金額といたします。ただし、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行う制限または中止は、1月につき1日を限って算定に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

なお、停電割引については、2025年3月31日をもって、廃止する予定となります。

○契約電力 500kW 未満のお客さま

料金の算定期間1月のうち、制限または中止した延べ日数1日につき4%といたします。なお、延べ日数とは、託送約款等にもとづき、1日のうち延べ1時間以上、制限または中止した日を1日として算定いたします。

○契約電力 500kW 以上のお客さま

料金の算定期間1月のうち、制限または中止した延べ時間数1時間につき0.2%といたします。なお、延べ時間数とは、託送約款等にもとづき、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

※6 電力量料金=電力量料金単価(税込)×使用電力量±燃料費調整額(燃料費調整単価(税込)×使用電力量)

予備契約の電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(2) 燃料費調整額とは、電気をつくるために必要な燃料(LNG(液化天然ガス)・石炭)価格の市場や為替等の外部要因による変動や日本卸電力取引所において調達する電力の市場価格の変動を電気料金に反映するための調整額です。なお、燃料費調整単価における上限単価の設定はございません。

<燃料費調整単価の計算方法>

3か月間の平均燃料価格、基準単価等から以下のとおり算定いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格^{※1} - 42,000円(調整の基準となる燃料価格)) × 0.196 (基準単価^{※2}) ÷ 1,000 + 卸市場単価

卸市場単価 = (平均市場価格^{※3} - 19.37円(基準となる市場平均価格)) × 10.3% (卸市場率・2024年4月1日時点)

※1 平均燃料価格は、各平均燃料価格算定期間における、(A) 平均液化天然ガス価格(t)、(B) 平均石炭価格(t)により、以下のとおり算定いたします。

平均燃料価格 = A × α (0.4381) + B × β (0.5545)

※2 基準単価とは、平均燃料価格が1,000円変動した場合の燃料費調整単価をいいます。

※3 平均市場価格とは、平均燃料価格算定期間における6時から18時までの約定単価(原則として、日本卸電力取引所から公表されるスポット市場取引における30分ごとのエリアプライス(中部エリア)といたします。)の単純平均といたします。

次の期間においては、各月の燃料費調整単価から各負担軽減単価を差し引くものといたします。

○ 電気料金の見直しに伴う電気料金の負担軽減単価

適用期間	2024年4月分~2025年3月分
負担軽減単価(税込)	1.74円/kWh

○ 国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」による電気料金の激変緩和措置に伴う負担軽減単価

適用期間	2023年2月分~ 2023年9月分	2023年10月分~ 2024年5月分	2024年6月分
負担軽減単価(税込)	3.50円/kWh	1.80円/kWh	0.90円/kWh

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利

用する全てのお客さまに、賦課金として、使用電力量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。

- (4) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間といたします。なお、新たに電気の供給を開始した場合等で、ご使用期間が1か月に満たない場合には、日割り計算を行います。
- (5) お客さまが料金または契約超過金を支払期日（託送約款等に定める検針日の翌日から30日）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を、お支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。

6 供給電気方式、供給電圧および周波数について

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツ（一部地域は50ヘルツ）といたします。

7 工事費負担金等相当額の負担について

- (1) 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として、原則として供給準備着手前にお客さまに負担していただきます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金等相当額を供給準備着手後に負担していただくことがあります。この場合、原則として、需給開始日までに負担していただきます。
- (2) 当社が一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

8 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

- ・口座振替支払
- ・振込用紙支払

※口座振替支払をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※口座振替支払をご希望のお客さまで、振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

9 使用電力量等の算定方法について

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。また、自家発補給電力を使用されたときの業務用自家発補給電力・自家発補給電力の使用電力量は、使用時間中に計量された使用電力量から、あらかじめ負荷の実績に応じてお客さまと当社との協議により定めた基準の電力に使用時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等に定める30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値といたします。また、自家発補給電力を使用されたときの業務用自家発補給電力・自家発補給電力の最大需要電力は、原則として業務用自家発補給電力または自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまとの協議によって定めます。

10 ご契約の変更、解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更をご希望される場合は、1(1)に定める新たに電気の需給契約をご希望される場合に準じてお申込みをしていただきます。また、ご契約の解約をご希望される場合は、当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。
- (2) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、料金をお客さまに精算していただきます。
- (3) (2)の場合で、当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費負担金等相当額として負担していただきます。
- (4) 2(1)によって契約電力を定めるお客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約受電設備を新たに設定し、または所定の算定方法によって算定された契約受電設備の総容量もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または協議により契約電力を減少しようとする場合は、(2)および(3)に準ずるものといたします。
- (5) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、電気の使用を廃止するお申込みをされ、当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合で、廃止しようとする日が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たない場合は、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。

- ア お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日から電気の使用を廃止される日までの期間の料金（託送約款等に定める料金を除きます。）に関して、お客さまに精算していただきます。
- イ 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を負担していただきます。この場合、当社がお客さまへ請求した日の翌日から起算して 30 日目までに支払っていただきます。

1.1 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。
 - ア 料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ウ 約束手形もしくは小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合、または破産、民事再生、特別清算、会社更生もしくはその他法的倒産手続きの申立があった場合で、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われないとき。
 - エ 高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - オ 基本契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他基本契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、その理由となった事実を解消されない場合、需給契約を解約することがあります。
 - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - エ その他、基本契約要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には需給契約を解約いたします。

1.2 契約超過金、違約金および設備賠償金について

- (1) 協議により契約電力を決定するお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値に基本料金率を乗じてえた金額を、その 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) お客さまが、1.1 (1) エまたは (2) イもしくはウに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (4) (3) の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (5) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (6) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について損害を賠償していただきます。

1.3 需要場所への立入りによる業務の実施について

当社または一般送配電事業者等（当社または一般送配電事業者等が委託した業者を含みます。）は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

1.4 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ア 引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者等は、(1) に準じて、適当な処置をいたします。

1.5 その他

- (1) 上記に記載のない事項については、基本契約要綱、お客さまが適用を受ける料金表（以下、「料金表」といいます。）および託送約款等によりまします。なお、基本契約要綱および料金表は、以下からご確認いただけます。
 - 高圧業務用電力のお客さまは[こちら](#)
 - 高圧電力のお客さまは[こちら](#)

- (2) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、基本契約要綱および料金表を変更する場合があります。この場合、当社は、変更前は変更しようとする内容を、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。なお、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本契約要綱および料金表によります。
- (3) お客さまがご契約を更新または変更する場合、当社は、更新または変更の前は、新たな契約期間または変更しようとする内容を、更新または変更の後は、新たな契約期間または変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) (2)、(3) について、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。
- (5) 各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

中部電力ミライズ株式会社

本店所在地：愛知県名古屋市中区東新町 1 番地

登録番号：A0270

お問い合わせ電話番号：0120-210-035（法人カスタマーセンター）

（受付時間 9 時～17 時（土曜・日曜、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、祝日は除く）

当社ホームページ URL <https://miraiz.chuden.co.jp/>

Web サービス「ビジエネ」 <https://bizene.chuden.jp/>

（2024 年 4 月 1 日改訂）